

新しい公共をつくる市民キャビネット 規約

この「新しい公共をつくる市民キャビネット」(略称:市民キャビネット)規約は、設立趣旨に則り、全国のNPO/NGOなどの市民団体、生協や労働組合等の非営利組織、社会的企業等が結集し、生活に根ざした、現場からの問題意識に基づき政策提言し、活動・運営するため基本を定めた規定です。

第1条 活動目的

1. 分野別および総合的に政策提言を策定し、政府・政権等と交渉・協議し、市民政策を実現する。
2. 新しい公共政策の受け皿として、新しい公共サービスを担い実施する。そのために、公的資金のアカウントビリティを確保しながら NPO など民間団体の自律性を保障するような仕組みやルールを構築する。
3. 市民的立場から広く施策・行政・関連法人等を点検・評価する。

第2条 会員・参加

1. 趣旨に賛同する市民団体及び運営委員会・政策部会の団体から推薦された個人は、運営委員会に登録することにより、登録会員として政策会議・地域会議・全体会議に参加し、提案・発言することができる。
2. 趣旨に賛同する団体・個人は誰でも、全ての会議にオブザーバーとして、参加することができる。

第3条 機構

1. 運営委員会
 - (1) 運営委員会の下に、総務運営委員会と事務局を設置する。
 - (2) 運営委員は政策部会の座長、地域の代表者、その他登録会員の中から選出し、毎事業年度毎に運営委員会で選出し直す。再任は妨げない。運営委員会では、代表者、総務運営委員を互選し、代表者が運営委員会を随時招集する。
 - (3) 運営委員会は、次のような役割等を担う。
 - ① 分野を超えた政策提言について、総合的に論議し、まとめる。
 - ② 各部会等でまとめた政策提言について整理・調整し、優先順位を付ける。
 - ③ 政権との協議日程を決め、政権と協議する。
 - ④ 各部会等と運営委員会による全体会議を年 1 回開催する。
 - ⑤ 公共サービスを担えるよう NPO 等市民団体側の受け皿を構築するとともに、支援する。
 - (4) 総務運営委員会・事務局は、次のような役割等を担う。

(総務運営委員会)

 - ① 運営委員会にかける内容を論議し、案を作成する。
 - ② 活動が円滑にすすむよう政権との橋渡しや各部会・会議との調整をはかる。

(事務局)

 - ① 各種書類、各種会議の案内・議事録等を作成する。
 - ② 日常の会計を行い、資産を管理する。

2. 政策部会

- (1) 運営委員会の承認を得て下記のような政策部会を設置する。事情により変更することができる。
 - ①子ども部会、②福祉部会、③農都地域部会、④男女平等部会、⑤国際協力・交流部会、⑥災害支援部会、⑦公共サービス部会、その他、経済雇用部会、環境部会、学術・文化芸術・スポーツ部会、若者部会、医療部会、人権部会、市民社会活動基盤整備部会等について設置を進める。
- (2) 各部会では、座長を事業年度毎に互選し、座長が政策部会を随時招集し、運営する。再任は妨げない。
- (3) 各部会は、次の役割等を担う。
 - ① 政権に提言する政策案を論議し、まとめる。
 - ② 運営委員会の要請事項に対して、論議・検討する。
 - ③ NPO・市民の意見等を収集し、集約する。

3. 地域会議

- (1) 全国各地の希望する地域で、運営委員会の承認を得て設立する。
- (2) 各地域会議では、代表者を事業年度毎に互選し、代表者が地域会議を随時招集し、運営する。再任は妨げない。

第4条 運営

1. 運営に必要なことは、運営委員会において別に定める。
2. 必要な資金は当面、寄付によることとし、寄付の募集は別に運営委員会で行う。

第5条 会計

1. 一般会計と特別会計とに区分し、一般会計は、寄附及びその他の収入をもってこれに充てる。
2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月末をもって終わる。

第6条 外部監査

運営委員会は、上記の機構に属さない外部の専門家や市民委員等を募集し、その中から必要な人員に委嘱して、市民キャビネットの活動や会計等の監査を行う。

第7条 本規約の変更

この規約の変更は、運営委員会において3分の2以上の賛成により行う。

附則

1. 本規約は、平成22年1月29日から施行する。
2. 設立当初の代表者、運営委員、総務運営委員、政策部会の座長、地域会議の代表者の任期は、平成23年3月末までとする。